

特別史跡旧閑谷学校の指定管理者候補選定結果

1 経緯

備前市の旧閑谷学校は、大正11年に国の史跡に指定され、管理団体は岡山県が指定された。昭和29年には国の特別史跡に指定され、昭和38年から一般公開を開始した。

平成15年9月の地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことから、平成18年4月から非公募により公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会を指定管理者として指定し、その管理運営を行っている。

2 施設の概要

(1) 施設の名称：特別史跡旧閑谷学校

(2) 所在地：岡山県備前市閑谷784番地

(3) 施設・設備の概要

①施設面積：38,717.53㎡

②文化財管理団体：岡山県

③史跡内建物等の主要施設等

ア 旧閑谷学校（国指定重要文化財）

・講堂（国宝）、小斎、習芸斎及び飲室、文庫、公門

イ 旧閑谷学校聖廟（国指定重要文化財）

ウ 旧閑谷学校石堀（国指定重要文化財）

エ 閑谷神社（国指定重要文化財）

オ 閑谷学校資料館（国登録有形文化財）

カ 史跡構成要素（椿山、石門、津田永忠宅跡、黄葉亭、泮池）

(4) 利用状況：令和元年度 88,431人

令和2年度 53,587人

3 募集内容

(1) 募集方法：非公募

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

①旧閑谷学校の管理及び公開に関する事

②閑谷学校資料館の管理及び公開に関する事

③旧閑谷学校の利用等の許可に関する事

④旧閑谷学校に関する調査研究及び伝統行事の継承に関する事

⑤文化財保護思想の普及啓発に関する事

⑥史跡内における物品販売等に関する事

⑦事業評価に関する事

⑧岡山県クール・エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取り組みを講ずること

⑨上記に掲げるもののほか、旧閑谷学校の運営に関する事

(3) 指定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 選定方法

令和3年7月26日に、非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により当該施設の指定管理者を選定することとし、公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会からの事業計画書等について、審査基準に基づき審査を行い、令和3年10月19日に、指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、当該団体を指定管理者の候補とした。

(非公募理由)

○適切な保護・管理を行ってきた実績がある。

旧閑谷学校は国指定特別史跡であり、その中に国宝、重要文化財等を含む貴重な文化財があるが、公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会は、旧閑谷学校を長年継続して管理してきた経験から、文化財の修理及び日常管理についてのノウハウを蓄積しており、適切な保護・管理を行ってきた実績がある。また、今後も適切な保護・管理が期待できる。

○伝統行事を円滑に実施できる。

公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会は、伝統行事（積菜、読初の儀）で使用する用具を所有し、祭事の執行を熟知しており、伝統行事を円滑に実施できる。

(意見を聴取した外部有識者)

岡山理科大学特担教授	江面 嗣人
株式会社山陽新聞社編集局文化部長	神辺 英明
岡山商科大学准教授	徐 沅廷
福山大学准教授	柳川 真由美
公認会計士	和田 治郎
岡山県教育庁教育次長	池永 亘

施設名	特別史跡旧閑谷学校													
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	備前市閑谷784番地												
	名称	公益財団法人 特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会												
	代表者	理事長 國友 道一												
	設立	平成13年3月16日												
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閑谷学校に関する調査・研究、伝統行事の継承 ・ 文化財保護思想の普及啓発 ・ 青少年の健全育成事業 ・ 特別史跡旧閑谷学校及び国指定重要文化財等の管理及び公開 ・ 閑谷学校資料館の管理及び公開 ・ 売店運營業務 ・ 岡山県青少年教育センター閑谷学校の管理運營業務 												
実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別史跡旧閑谷学校指定管理業務 ・ 岡山県青少年教育センター閑谷学校指定管理業務 													
公募・非公募の別	非公募													
募集期間	令和3年8月13日～10月11日（60日間）													
選定経緯	<p>令和3年7月26日に、非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により当該施設の指定管理者を選定することとし、公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会からの事業計画書等について、審査基準に基づき審査を行い、令和3年10月19日に、指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p> <p>【評価された内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国宝、重要文化財等の文化財が存在する国指定特別史跡である当該施設を、長年適切に保護・管理してきた実績・ノウハウがあり、今後も適切な保護・管理が期待できる点。 ・ 伝統行事で使用する用具を所有し、祭事の執行を熟知しており、円滑に実施できる点。 <p>（意見を聴取した外部有識者）</p> <table> <tr> <td>岡山理科大学特担教授</td> <td>江面 嗣人</td> </tr> <tr> <td>株式会社山陽新聞社編集局文化部長</td> <td>神辺 英明</td> </tr> <tr> <td>岡山商科大学准教授</td> <td>徐 沆廷</td> </tr> <tr> <td>福山大学准教授</td> <td>柳川 真由美</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>和田 治郎</td> </tr> <tr> <td>岡山県教育庁教育次長</td> <td>池永 亘</td> </tr> </table>		岡山理科大学特担教授	江面 嗣人	株式会社山陽新聞社編集局文化部長	神辺 英明	岡山商科大学准教授	徐 沆廷	福山大学准教授	柳川 真由美	公認会計士	和田 治郎	岡山県教育庁教育次長	池永 亘
岡山理科大学特担教授	江面 嗣人													
株式会社山陽新聞社編集局文化部長	神辺 英明													
岡山商科大学准教授	徐 沆廷													
福山大学准教授	柳川 真由美													
公認会計士	和田 治郎													
岡山県教育庁教育次長	池永 亘													
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日													
担当課	教育庁文化財課（内線：5991、直通226-7601）													